

亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例施行規則及び亀山市立認定こども園利用者負担額等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

亀山市長 櫻井義之

亀山市規則第20号

亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例施行規則及び亀山市立認定こども園利用者負担額等に関する規則の一部を改正する規則

(亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例施行規則(平成27年亀山市規則第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分(以下「改正部分」という。)及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分(以下「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(延長保育料) 第4条 [略] <u>(乳児等通園支援事業の利用料)</u> 第5条 <u>条例第7条の規則で定める乳児等通園支援事業の利用料(以下「利用料」という。)の額は、別表第3に定める額とする。</u> <u>(乳児等通園支援事業の利用料の減免)</u>	(延長保育料) 第4条 [略] [条を加える。]

<p><u>第6条 条例第8条の規定による利用料の減免を申請しようとする者は、乳児等通園支援事業利用料減免申請書（様式第4号）に減免申請の理由を証する書類を添えて市長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>2 市長は、前項の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、必要と認めるときは、利用料の減免を行うものとする。</u></p> <p><u>3 市長は、第1項の申請に基づき、利用料の減免の可否を決定したときは、乳児等通園支援事業利用料減免決定通知書（様式第5号）により、通知するものとする。</u></p> <p>（その他）</p> <p>第7条 [略]</p>	<p>[条を加える。]</p> <p>（その他）</p> <p>第5条 [略]</p>
<p>備考 表中の [] の記載は注記である。</p>	

別表第1各月初日の教育・保育給付認定保護者の属する世帯の階層区分の欄中「当該年度分の市町村民税」の次に「（地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）」を加え、同表備考中「（昭和25年法律第226号）」を削り、「所得割をいう。」を「所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）をいう。以下同じ。」に、「同法第314条の7、第314条の8、附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第6項の規定は適用しないもの」を「子ども・子育て支援法施行規則第21条に規定する規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額」に改める。

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3（第5条関係）

区分	利用料
生活保護法の規定による保護を受けている世帯	0円
所得割額77,101円未満世帯及び要支援児童等のいる世帯	1時間当たり子ども1人につき100円
上記以外	1時間当たり子ども1人につき300円

備考

この表における区分の定義については次のとおりとする。

- (1) 所得割額77,101円未満世帯とは、乳児等支援給付認定保護者及び当該乳児等支援給付認定保護者と同一の世帯に属する者について特定乳児等通園支援のあった月の属する年度（特定乳児等通園支援のあった月が4月から8月までの場合にあつては、前年度）分の所得割の額（子ども・子育て支援法施行規則第21条に規定する規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）を合算した額（乳児等支援給付認定保護者又は当該乳児等支援給付認定保護者と同一の世帯に属する者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらのものを本市の区域内に住所を有する者とみなして、算定した額）が77,101円未満である世帯又は法第30条の4第3号に規定する市町村民税世帯非課税者である世帯（（1）に掲げる世帯を除く。）をいう。
- (2) 要支援児童等のいる世帯とは、要支援家庭こどものいる世帯その他市長が特に支援が必要と認めた世帯のうち、市がその児童及び保護者の心身の状況及び養育環境等を踏まえ、利用料を軽減することが適当であると認められる世帯（（1）及び（2）に掲げる世帯を除く。）をいう。

様式第3号の次に次の2様式を加える。

様式第4号（第6条関係）

年 月 日

亀山市長 様

住所
申請者 氏名 ⑩
電話

乳児等通園支援事業利用料減免申請書

亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例施行規則第6条第1項の規定により乳児等通園支援事業の利用料の減額（免除）を受けたいので、次のとおり申請します。

子どもの氏名	
生年月日	年 月 日生
減額（免除）を受けようとする乳児等通園支援事業利用料	1時間当たり 円
減額（免除）を受けようとする理由	

（備考）

減額（免除）を受けようとする理由を証明する書類を添付してください。

(亀山市立認定こども園利用者負担額等に関する規則の一部改正)

第2条 亀山市立認定こども園利用者負担額等に関する規則（平成28年亀山市規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、亀山市認定こども園条例（平成27年亀山市条例第30号。以下「条例」という。）第4条、<u>第7条及び第8条</u>の規定に基づき、亀山市立認定こども園の利用者負担額等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(利用時間)</p> <p>第4条 [略]</p> <p><u>(乳児等通園支援事業の利用料)</u></p> <p>第5条 <u>条例第8条の規則で定める乳児等通園支援事業の利用料（以下「利用料」という。）の額は、別表第4に定める額とする。</u></p> <p><u>(乳児等通園支援事業の利用料の減免)</u></p> <p>第6条 <u>条例第9条の規定による利用</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、亀山市認定こども園条例（平成27年亀山市条例第30号。以下「条例」という。）第4条<u>及び第7条</u>の規定に基づき、亀山市立認定こども園の利用者負担額等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(利用時間)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>[条を加える。]</p> <p>[条を加える。]</p>

<p><u>料の減免を申請しようとする者は、 認定こども園乳児等通園支援事業利 用料減免申請書（様式第4号）に減 免申請の理由を証する書類を添えて 市長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>2 市長は、前項の申請書を受理した 場合は、その内容を審査し、必要と 認めるときは、利用料の減免を行う ものとする。</u></p> <p><u>3 市長は、第1項の申請に基づき、 利用料の減免の可否を決定したとき は、認定こども園乳児等通園支援事 業利用料減免決定通知書（様式第5 号）により、通知するものとする。</u></p> <p>（不正利得の返還）</p> <p><u>第7条</u> [略]</p> <p>（その他）</p> <p><u>第8条</u> [略]</p>	<p>（不正利得の返還）</p> <p><u>第5条</u> [略]</p> <p>（その他）</p> <p><u>第6条</u> [略]</p>
<p>備考 表中の [] の記載は注記である。</p>	

別表第1各月初日の教育・保育給付認定保護者の属する世帯の階層区分の欄中「当該年度分の市町村民税」の次に「（地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）」を加え、同表備考中「（昭和25年法律第226号）」を削り、「同法第314条の7、第314条の8、附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第6項の規定は適用しないもの」を「子ども・子育て支援法施行規則第21条に規定する規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額」に改める。

別表第3の次に次の1表を加える。

別表第4（第5条関係）

区分	利用料
----	-----

生活保護法の規定による保護を受けている世帯	0円
所得割額77,101円未満世帯及び要支援児童等のいる世帯	1時間当たり子ども1人につき100円
上記以外	1時間当たり子ども1人につき300円

備考

この表における区分の定義については次のとおりとする。

- (1) 所得割額77,101円未満世帯とは、乳児等支援給付認定保護者及び当該乳児等支援給付認定保護者と同一の世帯に属する者について特定乳児等通園支援のあった月の属する年度（特定乳児等通園支援のあった月が4月から8月までの場合にあつては、前年度）分の所得割の額（子ども・子育て支援法施行規則第21条に規定する規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）を合算した額（乳児等支援給付認定保護者又は当該乳児等支援給付認定保護者と同一の世帯に属する者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらのものを本市の区域内に住所を有する者とみなして、算定した額）が77,101円未満である世帯又は法第30条の4第3号に規定する市町村民税世帯非課税者である世帯（（1）に掲げる世帯を除く。）をいう。
- (2) 要支援児童等のいる世帯とは、要支援家庭こどものいる世帯その他市長が特に支援が必要と認めた世帯のうち、市がその児童及び保護者の心身の状況及び養育環境等を踏まえ、利用料を軽減することが適当であると認められる世帯（（1）及び（2）に掲げる世帯を除く。）をいう。

様式第3号の次に次の2様式を加える。

様式第4号（第6条関係）

年 月 日

亀山市長 様

住所
申請者 氏名
電話

㊟

認定こども園乳児等通園支援事業利用料減免申請書

亀山市認定こども園利用者負担額等に関する規則第6条第1項の規定により乳児等通園支援事業利用料の減額（免除）を受けたいので、次のとおり申請します。

子どもの氏名	
生年月日	年 月 日生
減額（免除）を受けようとする乳児等通園支援事業利用料	1時間あたり 円
減額（免除）を受けようとする理由	

（備考）

減額（免除）を受けようとする理由を証明する書類を添付してください。

様

亀山市長



認定こども園乳児等通園支援事業利用料減免決定通知書

年 月 日付けで申請のあった乳児等通園支援事業利用料の減額（免除）について、次のとおり決定したので通知します。

子どもの氏名		
生年月日		年 月 日生
乳児等通園支援事業利用料	減額（免除）前	1時間あたり 円
	減額（免除）後	1時間あたり 円
減額（免除）開始年月日		年 月 日から
備考		減額（免除）を受けた理由がなくなったときは、速やかに届け出ること。

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、亀山市長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、亀山市を被告として（訴訟において亀山市を代表する者は亀山市長となります。）、提起することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。